

第3期久喜市教育振興基本計画の策定について（概要）

1 計画策定の趣旨

久喜市教育委員会では、平成30年に教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、第2期久喜市教育振興基本計画（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画では、「未来をひらく 心豊かな久喜の人づくり」を基本理念に掲げ、3つの基本方針と7つの基本目標を定め、さらに、基本目標を達成するための施策と具体的な取り組みを体系的に示しました。

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画が策定され、埼玉県におきましても、第3期埼玉県教育振興基本計画「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」が令和元年7月に策定されています。

社会状況をみると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまでの当たり前前の日常が一変し、新しい生活様式が定着してまいりました。学校教育におきましては、コロナ禍で加速しましたGIGAスクール構想の前倒しにより、小中学校では1人1台の学習用端末が整備され、デジタル化が急速に進展しております。

ICTの進展などと相まって、グローバル化が急速に進展し、人々の価値観や文化、生活様式の多様化がさらに進み、社会が複雑化しています。また、少子高齢化の進展や、自然環境や紛争などといった地球規模の問題など、多くの課題が山積しています。

こうした社会の急速な変化や諸問題に対応し、自らの力でいきがいや潤いのある人生を切り拓き歩んでいける人づくりのため、また、そうした人々が暮らす平和な社会を実現するためには、教育の果たす役割は大変重要であります。

本計画は、第2期計画が令和4年度末に終了することから、令和5年度を初年度とする「第3期久喜市教育振興基本計画」を策定するもので、教育を取り巻く社会の動向や久喜市総合振興計画を踏まえ、国や県の第3期教育振興基本計画を参考にし、中長期的な視点に立って、令和5年度からの5年間の本市の教育の基本理念、基本方針、基本目標並びに施策及び取組の体系を示すものです。

《教育基本法抜粋》

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

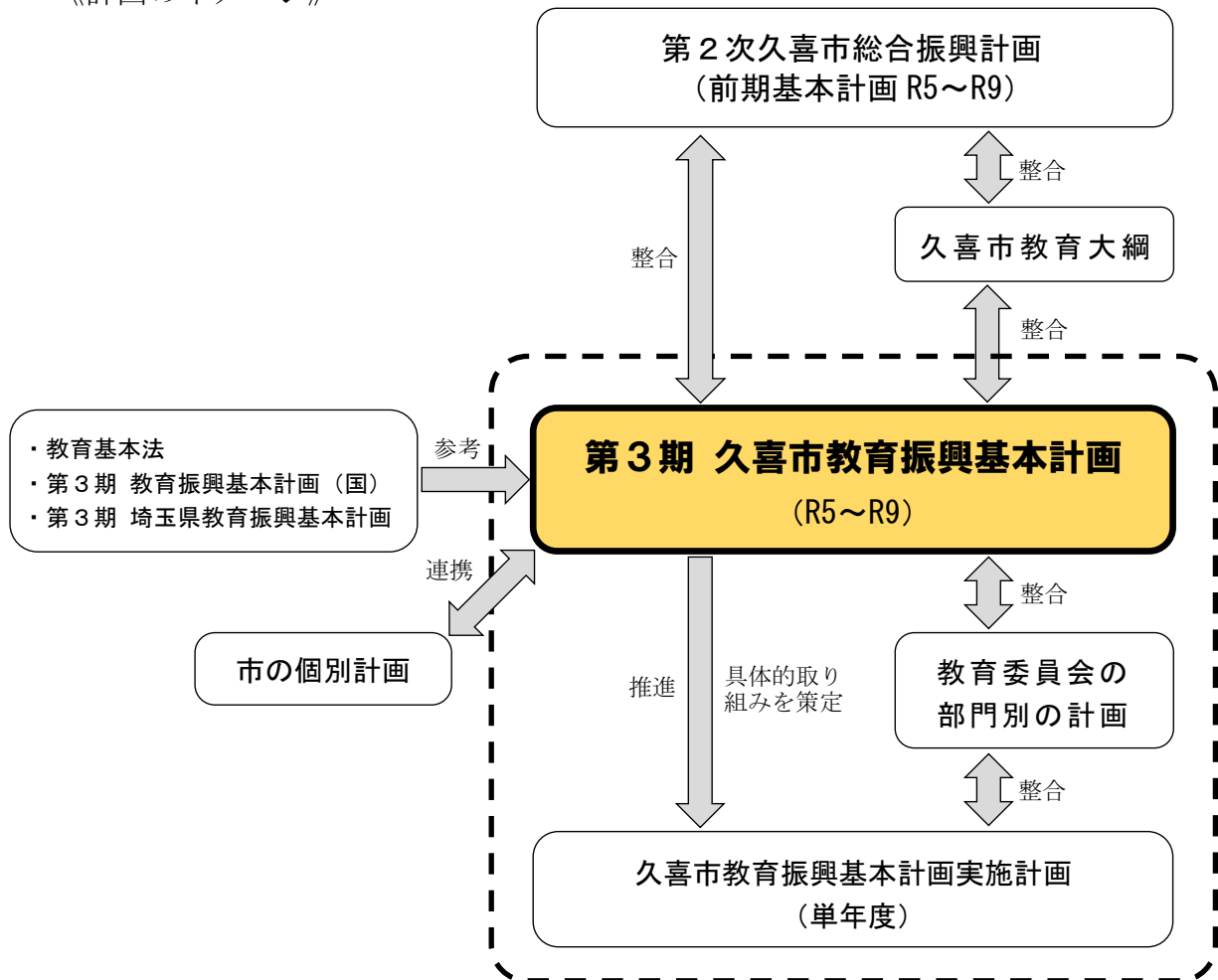
2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付け、国及び県の第3期教育振興基本計画を参考にし、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、久喜市総合振興計画の分野別計画として、教育行政の中心的な計画として位置付けます。

さらに、本計画に定める基本目標及び施策を達成するため、年度ごとの具体的な取り組み内容を示す久喜市教育振興基本計画実施計画書を策定し、教育に関する部門別計画とともに、目指すべき具体的施策を総合的、計画的に推進します。

《計画のイメージ》



3 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

4 計画の構成イメージ（案）

【第1章】 総論

教育を取り巻く社会の動向、第2期計画の検証と今後の課題、教育行政を推進するうえでの基本理念、基本方針、基本目標など

【第2章】 施策の展開

（第2次総合振興基本計画の教育分野の施策【R3.10.1時点素案】）

- ①互いを認め合い一人ひとりの人権を尊重する
- ②心豊かな人材を育む学校教育を充実し夢と希望の実現を支える
- ③地域に根差した生涯にわたる学びを進め郷土の歴史文化を大切にする
- ④スポーツを通じて健康で幸せに暮らせる環境をつくる

※第3回久喜市総合振興計画審議会（R3.10.1開催）の検討資料から抜粋
上記施策は、今後の審議等により変更となる場合があります。

○参考：第2期計画の施策の体系

- 基本目標1 人間形成の基礎を培う幼児教育の充実
- 基本目標2 「総合的な人間力」を育成する学校教育の充実
- 基本目標3 信頼される学校づくりの推進
- 基本目標4 人権を尊重した教育の推進
- 基本目標5 豊かな生き方を築く生涯学習の推進
- 基本目標6 歴史・文化の継承と活用
- 基本目標7 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の充実

【第3章】 計画の推進に向けて

計画の推進、計画の進行管理など

5 計画策定にあたっての意見集約

本計画の策定にあたっては、学校関係者、子どもや保護者、社会教育団体、スポーツ・レクリエーション団体、有識者など、幅広い市民の皆様からのご意見を伺いながら策定していきます。

【アンケート調査】

調査期間：令和3年9月1～15日（集計作業中）

対象：市内小学5年生・中学2年生の児童生徒とその保護者（各1学級）、
市内小中学校教職員、市立幼稚園年長組保護者、市立幼稚園教職員

【団体意向調査】

調査期間：令和3年9月中旬～10月22日（集計作業中）

対象：教育関係団体の代表者等から意見募集